

泉区人財バンク運営要綱

制 定 平成22年3月31日 泉地振第1577号(区長決裁)

最近改正 令和3年11月1日 泉地振第887号(区長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、泉区内を主として活動する団体又は個人の人材情報を集積し、活用する「泉区人財バンク」を設置し、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 泉区における人材については、区の財産であるという主旨に基づき「人財」と呼称する。

(目的)

第2条 本事業は、泉区内を主として活動する人材情報を集め、情報提供を行うことで、区民一人ひとりの活動の支援と、地域活動の充実を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 当事業の目的を達成するために、事務局を泉区役所総務部地域振興課いずみ区民活動支援センター（以下「いずみ区民活動支援センター」という。）に設置し、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 登録の決定、変更及び抹消に関すること。
- (2) 登録情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人財の発掘、養成、その他活動に関する相談及び助言等に関すること。

(登録の要件)

第4条 泉区人財バンクに登録できる団体又は個人は、以下の要件をすべて満たすものとする。ただし、区長が適当ではないと判断した場合は登録できないものとする。

- (1) 泉区人財バンクの主旨を理解し、登録の目的が明確であること。
- (2) 主に泉区内での活動が期待されること。
- (3) 登録申込書に書かれた内容に偽りがないこと。
- (4) 当事業に対し、ボランティア精神をもって活動すること。
- (5) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。
- (6) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行っていないこと。

(登録の手續)

第5条 泉区人財バンクに登録を希望する団体又は個人は、泉区人財バンク登録申込書（様式1）、泉区人財バンク登録情報A表（様式3）、泉区人財バンク登録情報B表（様式4）に必要事項を記入し、いずみ区民活動支援センターへ提出するものとする。

2 いずみ区民活動支援センターは、提出された登録申込書の記載事項が第4条の登録要件を満たしているか確認したうえで、登録の可否を決定する。

3 いずみ区民活動支援センターは、泉区人財バンクに登録を希望した団体又は個人に対し、登録結果を連絡する。

(登録の有効期限)

第6条 登録の有効期限は、登録基準日から2年間とし、登録基準日は隔年2月1日とする。なお、基準日以降に登録された団体又は個人（以下「登録者」という。）の有効期限は、翌基準日の前日までとする。

2 登録者が登録の更新を希望するときは、泉区人財バンク継続意思確認書（様式2）、泉区人財バンク登録情報A表（様式3）、泉区人財バンク登録情報B表（様式4）に必要事項を記入し、いずみ区民活動支援センターへ提出するものとする。

(登録の変更及び取消し)

第7条 登録者は登録内容に変更が生じたとき、速やかにいずみ区民活動支援センターへ報告するものとする。

2 登録者が登録の取消しを希望する場合、速やかにいずみ区民活動支援センターへ報告するものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録者が次のいずれかに該当した場合、いずみ区民活動支援センターは、該当する団体又は個人の登録を抹消するものとする。

- (1) 登録の内容に偽りのあった場合
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を行った場合
- (3) 社会的信用を失う行為や公序良俗に反する活動などを行った場合
- (4) 継続の意思が確認できなかった場合
- (5) その他区長が適当ではないと判断した場合

(登録情報の公開)

第9条 いずみ区民活動支援センターは、登録された内容のうち、連絡先以外の情報を公開するものとする。ただし、泉区人財バンク登録申込書(様式1)の「個人情報」欄で連絡先を「伝える」とする事項に関しては、連絡担当者の連絡先も依頼者に情報提供できるものとする。

(登録者の紹介)

第10条 いずみ区民活動支援センターは、泉区人財バンクに関する相談・問合せ・依頼等があった場合、その利用目的を確認し、目的に適した登録者を紹介する。

(利用の制限)

第11条 泉区人財バンクを利用したい者(以下「利用者」という。)の活動が次のいずれかに該当する場合は、泉区人財バンクを利用することはできない。

- (1) 政治、宗教及び営利活動を目的とする場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する活動を行う場合

(経費)

第12条 登録者は、原則無償で依頼に応じる。ただし、交通費・材料費・教材費等の実費が発生する場合、又は継続的な活動依頼の場合、その経費について登録者と利用者の双方で協議し、決定するものとする。

- 2 登録者と利用者間に協議事項が生じたときは、両者誠意をもって協議し、その解決に努めることとする。また、いずみ区民活動支援センターは、その協議事項に関して、一切責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第13条 いずみ区民活動支援センターは、保有している登録者の個人情報を、第2条の目的を達成するために利用し、目的外には利用しないものとする。

(協定の締結)

第14条 泉区役所は、本事業の目的に賛同し、既に区内人財情報を把握している団体と協働して事業を進める必要があると認めた場合、当該団体と協定を締結し、事業の実施に関して互いに事業に取り組むものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月31日から施行する。
- 2 泉区生涯学習アドバイザー実施要綱(平成17年4月1日制定)は廃止する。
- 3 泉区人財バンク団体登録要綱(平成20年4月1日制定)は廃止する。
- 4 「泉区生涯学習アドバイザー実施要綱」「泉区人財バンク団体登録要綱」による登録は、本要綱に基づいてしたものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は平成22年5月末日までとする。
- 5 第5条1項、第6条2項、第7条、第9条、第10条、第12条2項、第13条に「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、第14条において泉区役所と協定を締結した団体に読み替えて適用することができる。
- 6 第14条に基づき協定を締結した団体がある場合、様式1、2、3において「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、協定を締結した団体の団体名を併記することとする。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年12月1日から施行する。
- 2 第14条に基づき協定を締結した団体がある場合、様式1、2、4において「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、協定を締結した団体の団体名を併記することとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月1日から施行する。
- 2 第14条に基づき協定を締結した団体がある場合、様式1及び2において「いずみ区民活動支援センター」とあるものは、協定を締結した団体の団体名を併記することとする。